

新たな雇用対策について

平成20年12月9日(火)
新たな雇用対策に関する関係閣僚会合

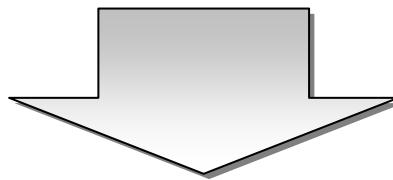
日本を取り巻く現状

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響

- ・10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準を記録
- ・有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化

昨今、派遣労働者等の雇い止め・解雇、新卒者の内定取消など、さらに深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。

政府の対応



麻生総理大臣の指示の下、本年12月5日、与党において「新たな雇用対策に関する提言」をとりまとめ。

政府としても、同提言を踏まえつつ、離職者の住宅の確保も含め、年内に実施できる施策を早急に実施するとともに、今後の2次補正予算及び平成21年度予算の編成等に取り組み、政府が一体となって必要な施策を実施。

○非正規雇用対策等の推進

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導。
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充。
- ・ジョブ・カード制度の整備・充実(訓練期間中の生活保障給付制度の創設等(1月当たり10万円))。
- ・パート労働者の正社員への登用、短時間正社員制度の導入等を行う中小企業への助成の拡充。
- ・大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備。

○中小企業の雇用維持等への支援

- ・事業活動に悪影響が出ている中小企業の雇用維持への支援(雇用調整助成金の拡充等)(手当等の80%を助成等)。
- ・雇用失業情勢が特に厳しい地域において離職者訓練を重点的に実施。
- ・国と道県の共同による就職支援事業の実施。

○女性、高齢者、障害者の就労支援

- ・マザーズハローワーク事業の拠点を拡充。
- ・65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援。
- ・中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充。
- ・ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援。

等

新たな雇用対策で新規に講じるもの

年内に実施

○住宅確保対策等

- ・非正規労働者就労支援センター(東京、愛知、大阪の3か所)及び全国151か所のハローワークにおいて、住居と安定就労確保のための相談支援を行うとともに、住宅入居初期費用等の資金貸付に関する相談を実施。
- ・住居のない不安定就労者への住宅入居費用等の貸付事業の実施。
- ・廃止決定していない雇用促進住宅(空戸約1万3千戸)を最大限活用し、社員寮の退去を余儀なくされた離職者等の住宅確保を図る。
- ・経済団体に対し、派遣労働者等の雇用の安定の確保に関する要請や、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう要請を行う。(退去せずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成について12月以降住宅を提供した事業主に適用)。

○内定取消し対策

- ・内定取消しに関する相談、企業指導等の強化(企業名公表についても検討)

○解雇・雇止め等の労働条件問題への適切な対応

- 解雇・雇止め等の労働条件に関する問題に適切に対応するため、以下を実施。
- ・労働基準監督署等における不適切な解雇・雇止め予防等の啓発指導
 - ・全ての労働基準監督署への労働条件特別相談窓口の設置
 - ・労働基準監督署等における大量整理解雇等を行う事業場に対する指導等

平成20年度二次補正、平成21年度予算等において速やかに実施

○雇用維持対策

- ・雇用調整助成金の対象者に派遣労働者、期間工等6か月未満の雇用保険被保険者等を追加。

○再就職支援対策

- ・雇用保険制度の機能強化(非正規労働者に関する適用基準の緩和、再就職が困難な場合の給付日数の延長等)。
- ・ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)(2,500億円)による事業の速やかな実施等。
- ・緊急雇用創出事業(仮称)の創設(1,500億円)。
- ・雇止めされた派遣労働者に対する総合的支援の実施。
- ・離職者訓練の規模の大幅な拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間の訓練の実施。

○内定取消し対策

- ・内定取消し学生のマッチングの促進(内定を取り消された就職未決定者を年長フリーター支援のための奨励金の対象に特例的に追加等)。

等